

パブリックコメント意見以外の変更箇所

計画をよりわかりやすい内容にするとともに、適切な進捗管理ができるよう、下記のとおり修正をしました。

No.	頁	修正箇所	修正前	修正後	修正内容
1	共通	計画全体	改訂	⇒ 改定	表記の修正
2	はじめに	下から5行目を降	以上のことから、(中略)首都直下地震緊急対策推進基本計画の減災目標達成を見据えた国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画(2026-2030)に基づいた耐震化目標値を定めるとともに、町内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、(後略)	⇒ 以上のことから、(中略)首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)、群馬県耐震改修促進計画(2026-2030)の動向を踏まえつつ、耐震化の進捗状況に基づいた耐震化目標値を定めるとともに、町内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた基本方針を定め、(後略)	文章の修正
3	4	下から3行目	新・新耐震基準	⇒ 新・新耐震基準(2000年基準)	表記の修正
4	7	(2)基本方針	国の基本方針(令和7年7月改正)では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標とされています。 また、群馬県耐震改修促進計画(2026-2030)(令和8年4月改訂、以下、「県計画」という。)においても、国の基本方針を踏まえ、令和12年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とすることを目標としています。 以上のことから、本計画では、地震被害から町民の生命と財産を守るために、住宅・建築物の耐震化を促進していきます。	⇒ 国の基本方針では、令和17年までに耐震性が不十分な住宅、令和12年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物をおおむね解消することが目標とされています。 また、群馬県耐震改修促進計画(2026-2030)(令和8年4月改訂、以下、「県計画」という。)においても、国の基本方針を踏まえ、令和12年度末までに住宅及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率を95%とすることを目標としています。 本計画では、地震被害から町民の生命と財産を守るために、住宅・建築物の耐震化を促進していきます。	文章の修正
5	8	※4	統計上の課題より	⇒ 統計データの都合上	表記の修正
6	9	表2-2 防災拠点である建築物	空欄	⇒ 斜線を追加	表の修正
7	19	図3-2		⇒	青枠の位置を修正
8	22	2行目	家屋課税台帳(令和7年1月1日現在)に基づく調査では、現在の住宅(戸建住宅・共同住宅)総数は5,205棟であり、そのうち耐震性に不安がある昭和55年以前※1の住宅は1,772棟(34.1%)となっています。	⇒ 家屋課税台帳(令和7年1月1日現在)に基づく調査では、現在の住宅(戸建住宅・共同住宅)総数は5,205棟であり、そのうち昭和55年以前※1の住宅は1,772棟(34.1%)となっています。	文言の削除
9	22	※2	※2:昭和55年以前の建築物のうち、耐震性がある住宅の割合は国の推計値(戸建:34.0%、共同住宅等:62.1%)を使用。	⇒ ※2:昭和55年以前の建築物のうち、耐震性がある住宅の割合は国の統計データに基づく割合(戸建:34.0%、共同住宅等:62.1%)を使用。	表記の修正
10	22	表4-1 4、5行目	耐震性ありと推測されるもの改修済み(耐震性あり)と推測されるもの	⇒ 耐震性ありと推測されるもの※2改修済み(耐震性あり)と推測されるもの※3	注釈の追加
11	23	1行目	特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表	⇒ 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表(表2-2)	表記の修正
12	24	多数の者が利用する建築物の数(町有建築物)	11棟	⇒ 10棟	数値を修正
13	28	(1)設定の考え方	県計画では、令和12年度末までに住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を95%にすることを目標としています。 本計画においては、耐震化の進捗状況を踏まえ、令和12年度末までの住宅及び特定既存耐震不適格建築物を対象とした目標を定め、これらの耐震化率の向上に向けた取り組みを促進します。	⇒ 国の基本方針では、令和17年までに耐震性が不十分な住宅、令和12年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物をおおむね解消することを目標としています。 また、県計画では、令和12年度末までに住宅及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率を95%にすることを目標としています。 本計画においては、耐震化の進捗状況を踏まえ、令和12年度末までの住宅及び特定既存耐震不適格建築物を対象とした目標を定め、これらの耐震化率の向上に向けた取り組みを促進します。	文章の追加・修正
14	31	図5-4	令和7年 耐震性あり101棟(計103棟) 令和12年度末 耐震性あり103棟(計103棟)	⇒ 令和7年 耐震性あり100棟(計102棟) 令和12年度末 耐震性あり102棟(計102棟)	数値を修正
15	33	図6-2(「群馬県」の部分)	県内市町村を支援(防災教育等)	⇒ 削除	文言の削除
16	37	③耐震改修促進法に基づく指導等	所管行政庁である群馬県と連携し、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認めた場合は、当該建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います。	⇒ 所管行政庁である群馬県と連携し、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を実施することが必要と認めた場合は、当該建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います。	文言の削除